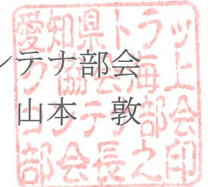


平成28年4月

関係各位

(一社) 愛知県トラック協会海上コンテナ部会
部会長



危険物プラカード（ラベル）等のあるコンテナについて

拝啓 時下益々ご隆盛のこととお慶び申し上げます。

平素は当部会の活動に対しご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、名古屋港では予てよりトラックドライバーが洗浄作業を余儀なくされる「返却空コンテナの水洗い問題」があり、中部運輸局、船会社、海貨、港運、陸運など関係各位の参加する行政主催の勉強会では、その責が陸運事業者にならない事が改めて確認されました。内容に付随して同勉強会では「貨物に起因しない危険物プラカードの剥離作業」が問題視されております。

別紙のとおり中部運輸局から発出された要請文では、危険物プラカードは関係者が外部から見て、危険品を積載しているコンテナであると一目で判別する為に貼り付けが規定されているものであり、貨物に起因しない危険物プラカードが貼られているコンテナが混在することは、海上輸送、港湾での安全確保上からも問題があるものとされています。この事は陸上輸送においても同様に危険を伴うばかりか、更にラベルが残存するコンテナは返却が困難な事から、責のない剥離作業を陸運事業者が余儀なくされ、船社連絡などにより作業コストと時間コストが多々発生しております。

関係各位におかれましては前述の様なコンテナに対し、安全確保の基本「関係当事者間での貨物情報の適切な伝達」の為に不適切表示の改善を再度徹底して頂き、特に荷主の皆さまにおかれましては「国際複合一貫輸送約款 第29条(3)」の内容に基づき、コンテナの使用後の状態復帰についてもご理解ご協力を賜りますようお願い致します。

敬具